

第9章 計画の推進と評価

1 推進体制(市民・関係団体・関係機関・行政等の目指す姿)

地域福祉を推進するためには、市民、自主活動グループ、地域活動団体、事業者、社会福祉活動団体、そして行政が連携を強化するとともに、地域の実情に応じた市民主体の課題解決に向けた取り組みを進めることが大切です。

そのため、各主体が目指す姿や目的を共有し、活動を進めることで、基本理念の実現を目指します。

(1)市民が目指す姿

市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、自らが暮らす地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域福祉に対する意識を高めていくことが大切です。

また、自治会へ加入するなど、地域福祉活動の担い手として、積極的な活動への参加が期待されます。

(2)自主活動グループが目指す姿

サークル活動など、個人の趣味等を目的とした自主活動グループにおいては、趣味等に関わる体験の場を地域住民に提供する取り組みや、福祉活動へ参加・協力をを行うなど、主体的に地域活動を展開している例が少なくありません。

こうした活動が広がることで、地域社会における重要な担い手としての役割を果たすことが期待されます。

(3)地域活動団体が目指す姿

町内会や民生委員児童委員、保護司会、更生保護女性会、ボランティア団体、NPOなど、福祉活動団体は、それぞれの活動を通じて、地域の中にある生活課題や、困りごとを抱えている人などを早期に発見し、地域の課題として共有することが重要です。

これらの課題については、関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて地域内で話し合い、協力し、地域の活動につなげることで、既存の制度的なサービスを補完し、地域特有の柔軟で持続的な支援を可能にします。また、地域ならではの取り組みを通じて誰もが安心して暮らせるコミュニティづくりが期待されます。

(4)福祉事業者・大学・企業等が目指す姿

福祉サービスを提供する事業者には、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業やサービス内容の情報提供及び公開、関係機関等との連携強化を図ることが求められています。

大学や企業などの関係機関等とは相互に連携を図るとともに、市や社会福祉協議会とも連携して地域福祉活動を推進することや、地域の一員として地域貢献活動による福祉のまちづくりに努めることも期待されます。

(5)社会福祉協議会が目指す姿

地域福祉活動の中心的な担い手として、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、さらには、市民や関係機関・団体、行政間の調整役を担うことが期待されています。

(6)社会福祉法人が目指す姿

社会福祉法人は福祉ニーズに対応する公益性の高い、非営利法人であることから、地域における福祉ニーズに対応したサービスの提供などの公益的な活動が期待されます。

このため、地域の実情に応じ、利用者とボランティア、市民などが交流し合う、地域福祉の拠点として施設の機能を活用し、地域と連携しながら、地域に根ざした活動を展開するなど、地域福祉に積極的に貢献していくことが期待されています。

(7)行政が目指す姿

市は、住民の生活を直接的に支える地方公共団体として、多様な役割を担い、地域住民の福祉向上に貢献しなければなりません。その中で、福祉行政については、地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域のニーズを把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

また、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、担い手の連携・協働の場づくり、担い手や支援者の掘り起こしなどに努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

庁内外の関係部署間の分野を超えた連携をより一層強化し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築して、各施策を推進していきます。

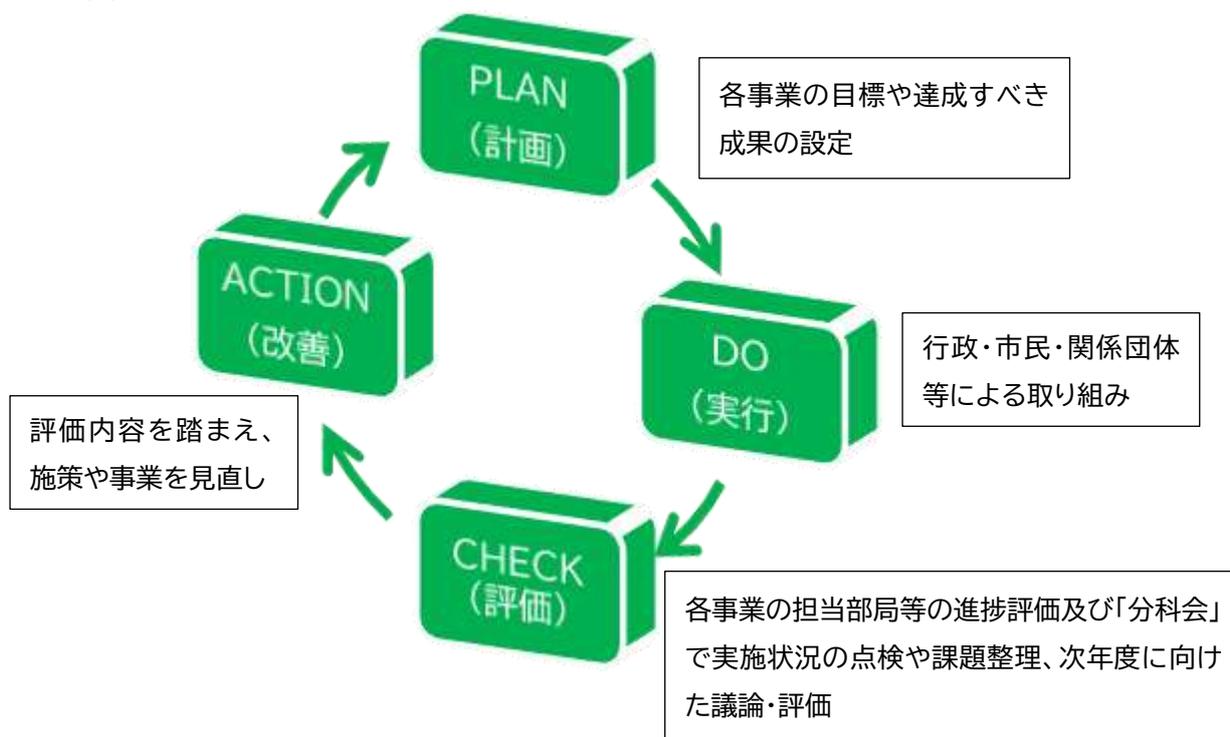
豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の設置について

本市では、社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第7条に基づき、「豊橋市社会福祉審議会」を設置しています。この審議会は、学識経験者、市民代表、関係機関・関係団体の代表者で構成されています。

さらに、地域福祉に関する事項について集中的に調査審議するため、「豊橋市社会福祉審議会」の中に「地域福祉専門分科会」を設置しています。この分科会では、地域福祉計画の実施状況の点検や課題整理、次年度に向けた評価を行い、本市における地域福祉のさらなる充実を目指します。

2 計画の評価

本計画における基本理念の達成に向けた進捗状況を把握するため、事業の実施状況について毎年度評価を行います。評価にあたっては、以下のサイクルを通じて実効性の高い計画推進を図ります。



(1) 事業実施状況の評価・報告(CHECK: 評価)

- 各事業の担当部局及び豊橋市社会福祉協議会は、毎年度、事業の実施状況や成果について進捗管理・評価を行います。
- 成果の評価は、実施内容や効果などの「定性的視点」で行います。個別計画等で設定された指標があれば、それも加味して評価を行います。
- この評価結果を基本方針ごとに取りまとめ、「豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(以下「分科会」)」に報告します。

(2) 専門的な評価・点検(CHECK: 評価)

- 「分科会」では、専門的な知見に基づき、報告された評価結果を用いて各事業の成果、課題、今後の方向性について議論し、意見を聴取します。
- この協議を通して、事業の実施状況の点検や課題整理を行い、次年度に向けた総合的な評価を行います。

(3) 施策や事業の見直し・改善(ACTION: 改善)

- 「分科会」での議論や評価を踏まえ、施策や事業の見直しや改善を行います。
- この PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを毎年度繰り返すことで、計画の着実な推進と基本理念の実現を目指します。
- 計画期間の終了に合わせたアンケート調査等を実施することにより、計画期間全体の評価を行い、次期計画に反映することとします。